朝倉市国民保護計画

朝倉市

目 次

第1	編	総 論	1
第	1 1	章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
		1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
		2 市国民保護計画の構成	1
		3 用語の定義	2
		4 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第	2 1	章 国民保護措置に関する基本方針	5
		1 国民に対する情報提供	5
		2 関係機関相互の連携協力の確保	
		3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保	5
		4 基本的人権の尊重	6
		5 国民の権利利益の迅速な救済	6
	<u>L</u>		6
		7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
		3 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
	3 1		
第	4 1		
第	5 1	章 市国民保護計画が対象とする事態	16
		1 武力攻撃事態	16
		2 緊急対処事態	
第2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	- 平素からの備えや予防	
	1 1		
	第	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	F	1 市の各部局における平素の業務	
	-	2 市職員の参集基準等	
	F	3 消防機関の体制	
	L	4 国民の権利利益の救済に係る手続等	
	第		
	-	1 基本的考え方	
		2 県との連携	
	F	3 近接市町村・消防本部との連携	
	-	4 指定公共機関等との連携	
	L	5 ボランティア団体等に対する支援	
	第一	-	
	第 ·	<u></u>	
	-	1 基本的考え方	
	-	2 警報等の伝達に必要な準備	
		3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32

		4 被災情報の収集・報告に必要な準備	33
Ĵ	第	5 研修及び訓練	34
	ſ	1 研修	34
		2 訓練	34
第	2 1	 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36
	ſ	1 避難に関する基本的事項	36
	Ī	2 避難実施要領のパターンの作成	37
	Ī	3 救援に関する基本的事項	38
	Ī	4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
		5 避難施設の指定への協力	39
		6 生活関連等施設の把握等	39
第	3 1	- 章 物資及び資材の備蓄、整備	41
		1 市における備蓄	41
		2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第	4 1	章 国民保護に関する啓発	43
		1 国民保護措置に関する啓発	43
		2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
第3	編		
第	1 =	章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
		1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	
		2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	46
第	$2^{\frac{1}{2}}$		
	-	1 市対策本部の設置	
	L	2 通信の確保	_
第	3 🗓		
	F	1 国・県の対策本部との連携	
	-	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
	-	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
	-	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
	ŀ	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
	þ	6 市の行う応援等	
	F	7 ボランティア団体等に対する支援等	
/**/**	L	8 住民への協力要請	
第			
)	第 「		
	-	1 警報の内容の伝達等	
	þ	2 警報の内容の伝達方法	
	L	3 緊急通報の伝達及び通知	
j	第 : 「		
	L	1 避難の指示の通知・伝達	62

	2	避難の方法の基本的考え方	63
	3	大都市における住民の避難等	65
	4		66
	5		69
第5	章	 救援	76
	1		76
	2	 関係機関との連携	76
	3		77
第6	章		78
	1		78
	2	県に対する報告	79
	3	安否情報の照会に対する回答	79
	4	日本赤十字社に対する協力	80
第7	章	武力攻撃災害への対処	81
第	等1	武力攻撃災害への対処	81
	1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	81
	2	武力攻撃災害の兆候の通報	81
第	第2	応急措置等	82
	1	退避の指示	82
	2	警戒区域の設定	83
	3	<u> </u>	
	4	消防に関する措置等	85
第	§ 3	生活関連等施設における災害への対処等	87
	1	生活関連等施設の安全確保	
	2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
第	§ 4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	
	1	武力攻撃原子力災害への対処	
	2	NBC攻撃による災害への対処	
第8	•	被災情報の収集及び報告	
第9	_	保健衛生の確保その他の措置	
	1	保健衛生の確保	
	2		
第1	_		
	1	生活関連物資等の価格安定	
	2	避難住民等の生活安定等	
tot -	3	生活基盤等の確保	
第1		1 11/21/2011 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
第4編		復旧等	
第1	章	- 応急の復旧	
	11	- 基本的考え方	00

		2	公共的施設の応急の復旧	. 100
	第 2	章	武力攻撃災害の復旧	101
	第3	章	国民保護措置に要した費用の支弁等	102
		1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	. 102
		2	損失補償及び損害補償	
		3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	. 102
第	5編	- 緊	§急対処事態への対処	
		1	緊急対処事態	. 103
		2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	. 103
資	料	編	======================================	104
	1	関係	〔機関の連絡先	104
	((1)	市町村の連絡先〔平成 19 年 1 月 29 日現在〕	104
	((2)	消防本部(局)の連絡先〔平成 19 年 1 月 29 日現在〕	106
	((3)	指定行政機関の連絡先〔平成 19 年 1 月 9 日現在〕	107
	((4)	指定地方行政機関の連絡先〔平成 18 年 8 月 15 日現在〕	109
	((5)	自衛隊の連絡先〔平成 18 年 8 月 15 日現在〕	110
	((6)	指定公共機関の連絡先〔平成 18 年 8 月 15 日現在〕	111
	((7)	指定地方公共機関の連絡先〔平成 18 年 10 月 1 日現在〕	114
	((8)	朝倉市に係る関係機関の連絡先(※再掲を含む)〔平成 18 年度現在〕	116
	2	福岡	周県主要路線表(平成17年4月1日現在)	117
	3	安否	·情報省令(最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号)	121
	4	国民	R保護計画用語集(50音順)	129

第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

朝倉市(朝倉市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。)は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 国民保護上の市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び福岡県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等第5編 緊急対処事態への対処 資料編

3 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻擊関連】

	÷ 26
用語	意義
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が
	切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻擊予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が
	予測されるに至った事態をいう。
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して
	いると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処する
	ことが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Bi
	ological weapons) 又は化学兵器(Chemical weapons)による
	攻撃をいう。
武力攻擊災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、
	爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻擊原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっ
	ては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放
	射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含
	む)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の
	実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動に
	ついてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、
	障害者(児)、乳幼児などを指す。

【関係機関、施設関連】

【関係機関、施設関理】	
用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独
	立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成1
	5年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という)で定
	めるものをいう。
	1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第8
	9号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国
	家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項
	に規定する機関
	2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和
	22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織
	法第8条に規定する機関
	3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16
	条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
	4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法
	第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第5
	7条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)
	並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の
	地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対
	処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103
	号) 第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。) 、日本銀
	行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、
	ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処
	法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益
	的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45
	年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公
	共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政
	法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立
	行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知
	事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条1項に規定
	する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電
	所、ガスホルダー等)をいう。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表する(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民に対する情報提供

- (1) 市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。
- (2) 市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれ適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。
- (3) 市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

2 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)は、武力攻撃事態等対策本部(以下「国対策本部」という。)及び県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。
- (2) 市は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、 NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等 において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備 に努める。

3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

- (1) 市は、国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意する。
- (2) 市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される 国際人道法の的確な実施を確保する。

4 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

5 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となる よう担当部署を定め具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保する。
- (2) 市は、これらの手続に関連する文書を、市文書管理規程に基づいて保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

6 国民の協力

- (1) 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。
- (2) 市は、県と連携して、地域住民の消防団への参加促進、自主防災組織の核となる リーダーに対しての研修等を通じて消防団及び自主防災組織の活性化を推進し、そ の充実を図るとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努め る。また、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設 備の充実を図るよう努める。
- (3) 市は、平素から、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に

判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

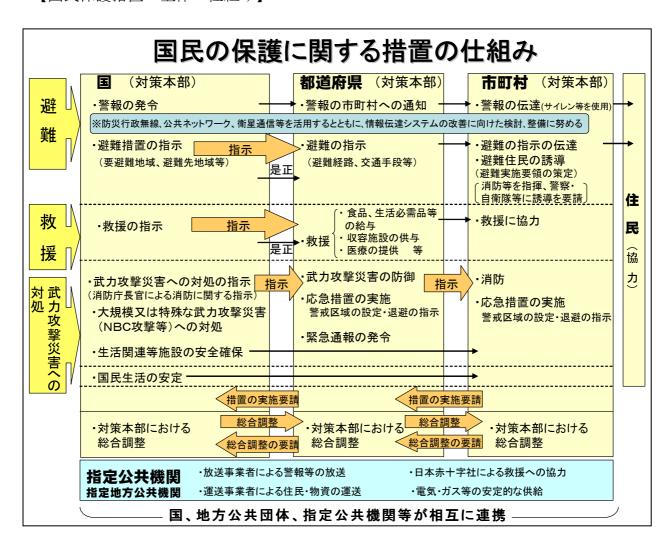
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に 適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住 し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意 する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地 方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

なお、関係機関の連絡先(担当部署、所在地、等)は資料編(「関係機関の連絡先」) のとおり。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導、関係機関
+	の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
市	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救
	援に関する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報
	の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道
	府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避
	難に関する措置の実施
県	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救
	援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、
	警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力
	攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活
	の安定に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【消防機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱		
消防機関	1 警報・避難指示の伝達、避難住民の誘導 2 消防(消火、救急、救助等)、退避の指示、警戒区域の設定、 その他の武力攻撃災害への対処		

【指定地方行政機関】

【指定地方行政機)
機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
	2 他管区警察局との連携
	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連
	絡
	4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律
	に関すること
	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資
	2 金融機関に対する緊急措置の指示
	3 普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続き
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
福岡労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
	2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
九州産業保安監	1 危険物の保全
督部	2 鉱山における災害時の応急対策
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
	3 港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱		
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整		
	2 運送施設及び車両の安全保安		
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整		
福岡空港事務所	2 航空機の航行の安全確保		
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置		
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供		
第七管区	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達		
海上保安本部	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保		
	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定		
	等		
	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示		
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の		
	武力攻撃災害への対処に関する措置		

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事 業者 工業用水道事業 者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱		
病院その他の医	1 医療の確保		
療機関			
	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理		
路、港湾、空港の			
管理者			
日本赤十字社	1 救援への協力		
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答		
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節		
	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を		
	通じた信用秩序の維持		

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は福岡県のほぼ中央部に位置し、東は大分県日田市、東峰村に、西は大刀洗町、筑前町に、南は筑後川をほぼ境としてうきは市、久留米市に、北は嘉麻市に接しており、東西約 25km、南北約 15km、総面積 246.73 k ㎡で、中心地から福岡市までは 30km 以内の大都市圏内にある。

北部から東北部にかけて古処山、馬見山など 800~1,000m級の山々が連なり、 豊富な動植物が棲息する自然環境に恵まれている。

南部では、筑後川やその水系の赤谷川、白木谷川、荷原川、北川、桂川、佐田川、小石原川などの河川が流れ、これらの河川によって潤される平野部は、肥沃な水田地帯を形成している。

また、小石原川には江川ダム、佐田川には寺内ダムがあり、福岡都市圏の水がめとなっている。



朝倉市の位置

(2) 気候

年間平均気温は 15.3℃ (昭和 54 年~平成 12 年の平均) で、内陸性気候で温暖である。年間降雨量は、1,911.7mm (昭和 54 年~平成 12 年の平均) で、県平均(1,632.3mm) を上回っており、山間部は福岡県の重要な水源地となっている。

(3) 人口分布

平成 17 年国勢調査の総人口は、59,385 人であり、平成 12 年から平成 17 年の 5 年間に 2,322 人減少していて、近年は減少傾向にある。

地域別では、甘木地域が微減傾向にあるほかは、朝倉地域、杷木地域は減少率が高くなっている。

地域別人口としては、市域内 19 地区の中で、甘木地区,立石地区の 2 地区に集中しており総人口の約 33%を占める。

(4) 道路の位置等

道路は、福岡方面と日田方面を結ぶ国道 386 号線が東西に貫く主要幹線道路となっており、南北を貫く国道 322 号線・500 号線などの幹線道路軸と、県道・市道が各地域を結んでいるが、山間地を中心に未改良区間がある。

また、市の中心部を東西に貫く、大分自動車道(九州横断自動車道)は市域内に 3 つのインターチェンジがある。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、西鉄甘木線と甘木鉄道がある。西鉄甘木線は甘木-久留米間を、甘木鉄道は甘木-基山間を運行している。

(6) 自衛隊施設等

市域内に自衛隊施設は無いが、隣接する筑前町に太刀洗通信所がある。

(7) 市における留意すべき特徴

市において、安全保障上留意すべき事項については、おおむね国の示しているとおりであるが、次に掲げる市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの 生起に特に留意して、国民保護措置を的確に行っていくことが重要である。

市域の北部から東北部にかけて古処山、馬見山などの山々が連なり、河川については、筑後川、佐田川、小石原川などがあり、小石原川には江川ダム、佐田川には寺内ダムがあり、福岡都市圏の水がめとなっている。また、道路については市の中心部を東西に貫く、大分自動車道(九州横断自動車道)がある。

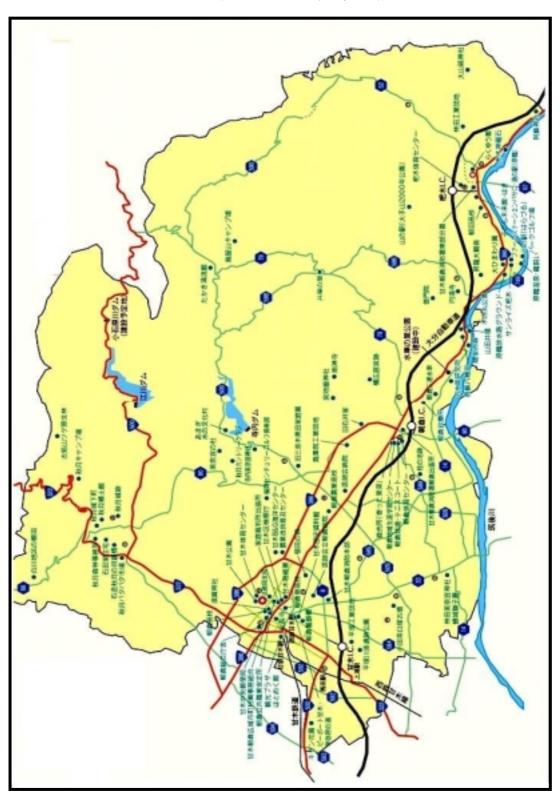
この地理的特性から次のことに留意すべきである。

ア 大都市(福岡市・北九州市)を狙うテロリスト等が潜入、潜伏するおそれが ある。

イ 河川・ダム等への毒物等混入のおそれがある。 市の社会的特性から次のことに留意すべきである。

- ア 福岡市方面への通勤・通学者が多いことから帰宅困難者の発生のおそれがある。
- イ 福岡市が攻撃対象となった場合、避難先地域として避難住民を受け入れることが考えられる。
- ウ 江川ダム、寺内ダム、大分自動車道(九州横断自動車道)が標的となるおそれがある。

市内の主な道路・交通網



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の4類型の事態を対象とする。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻擊

この類型ごとの、事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

着上陸侵攻

ア特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も 比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が敵国による船舶、戦闘機の集結 の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態におい て住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する 県沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。また、状況により、 港湾施設が充実している北九州港及び博多港を含む海岸に直接上陸することも 考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な福岡・新北九州空港周辺の地域が目標となる可能性が高く、特に、福岡空港は、上陸用の小型船舶等の接岸容易な沿岸地域と近接しているため、目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機などによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

福岡市、北九州市の指定都市等、人口の密集した地域が当初の侵攻目標となり やすい沿岸部にあり、当該地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意し つつ、先行的に避難させることが必要となる。

避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、県庁等の都市部の政治経済の中枢施設、マスコミ等の情報関連施設、港湾、空港、鉄道、発電所、ダムなどの生活関連等施設、主要橋りよう、主要道路及びトンネル等の交通関連施設、大規模集客施設に加え陸上・航空自衛隊施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、 主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範 囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二 次被害の発生も想定され、石油コンビナートなどが攻撃された場合には、爆発、 流出等により被害の範囲が拡大するおそれがあり、また、河川やダムが爆発物等 で破壊された場合、或いは、毒物を混入された場合は、住民や家屋に被害が及ぶ おそれがある。

イ 留意点

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む)と県、県警察、自衛隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う必要がある。或いは、河川やダムに毒物が混入された形跡もしくは、毒物の混入が確認された場合は、市町村と管轄機関、関連する水道局等が連携し、その水源を利用する給水について処置を講ずることが重要である。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

弾道ミサイル攻撃

ア特徴

国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、 施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等への避難や、着弾した際は速やかな消

火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

航空攻擊

ア特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、福岡市、北九州市などの都市部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。また、生活関連等施設や陸上・航空自衛隊施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で地下 街や屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設にお ける武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ア 事態例

- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- 放射性物質取扱施設等の破壊
- ダムの破壊

イ 被害の概要

- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の 閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- ・放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ○放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ○飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が被ばくする。

- ・ダムが破壊された場合の主な被害
 - ○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ留意点

石油コンビナート等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡って拡大する ことも想定した退避等が必要となる。

攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ア 事態例

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

イ 被害の概要

○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制 を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ア 事態例

- ・ダーティボム (爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射 能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- 放射性物質等
 - ○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - ○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン を発症することもある。
 - ○小型核爆弾の特徴については、基本指針で示されている核兵器の特徴と同様である。
- ・生物剤(毒素を含む)による攻撃
 - ○生物剤の特徴については、基本指針で示されている生物兵器の特徴と同様で ある。
 - ○毒素の特徴については、基本指針で示されている化学兵器の特徴と類似している。

- ・化学剤による攻撃
 - ○化学剤の特徴については、基本指針で示されている化学兵器の特徴と同様である。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 被害の概要

- ○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務		
各部局共通	・関係する国、県等の行政機関からの情報収集、連絡調整に関すること		
	・所管する市有施設の管理に関すること		
総務部	・市国民保護協議会の運営に関すること		
	・市国民保護計画に関すること		
	・市国民保護対策本部に関すること		
	・避難実施要領の作成に関すること		
	・国民保護措置についての訓練に関すること		
	・安否情報の収集体制の整備に関すること		
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること		
	・住民の避難誘導に関すること		
	・物資及び資材の備蓄等に関すること		
	・避難施設の運営体制の整備に関すること		
	・救援物資及び資材の供給等に関すること		
	・避難住民及び救援物資の運送に関すること		
市民環境部	・安否情報の収集体制の整備に関すること		
	・廃棄物処理に関すること		
	・遺体の措置及び埋葬に関すること		

部局名	平素の業務		
保健福祉部	・特殊標章等の交付等に関すること		
	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること		
	・保健衛生に関すること		
	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する		
	こと		
	・社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること		
	・幼児等の安全、避難等に関すること		
	・保育所等への警報等の伝達体制の整備に関すること		
農林商工部	・復旧に関すること		
	・農道、林道の状況把握及び対策に関すること		
	・商工会、農業団体との連絡調整に関すること		
都市建設部	・復旧に関すること		
	・河川、市道、橋梁、公園等の状況把握及び対策に関すること		
	・建設土木関係団体等との連絡調整に関すること		
	・下水道施設等の運営、保全に関すること		
水道課	・上水道施設等の運営、保全に関すること		
	・水質管理に関すること		
教育部	・児童・生徒等の安全、避難等に関すること		
	・小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること		
	・関係施設での避難受入に関すること		
朝倉地域行政センター	・各地域行政センターにおける情報収集、連絡調整に関すること		
杷木地域行政センター	・安否情報の収集体制の整備に関すること		
	・住民への協力、相談に関すること		
消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること (救助を含む)		
	・住民の避難誘導に関すること		

国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集で きる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やか

に市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員
	の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態
	の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集
制	

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必		
	要な場合		
	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報によ		
	り多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合		
事態認定後	市国民保護対策本部	市の全部課室での対応は不要だが、情	
	設置の通知がない場	報収集等の対応が必要な場合	
	合	市の全部課室での対応が必要な場合	
	(現場からの情報により多数の人を		
		殺傷する行為等の事案の発生を把握	
	した場合)		
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

名 称	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市対策本部長 (市長)	副市長	総務部長	消防防災課長	消防防災係長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①~③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防組合における体制づくりの要請

市は、消防組合に、市における参集基準等と同様に、消防組合における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。その際、市は、消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失 補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係 る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	総務部消防防災課
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	総務部消防防災課
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	総務部消防防災課
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	総務部消防防災課
損害補償	国民への協力要請によるもの	総務部消防防災課
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条	
	第1項)	
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		総務部総務財政課
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		総務部総務財政課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、 関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、 市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得ら れるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話 (FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を 行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村・消防本部との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 消防本部との連携体制の整備

市は、市国民保護計画の作成等において、市の区域を管轄する消防本部と十分協議を行う。また、市が作成する市国民保護計画で定められた事項について、消防本部の消防計画(市町村消防計画)等に盛り込まれるよう調整を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防組合とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の 専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会(福岡県消防防災安全課内)との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報 伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害 時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる市町村防災行政無線 (同報系)又はMCAシステムを活用した「ふくおかコミュニティ無線」等の整備 と通信のデジタル化を推進し、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努める。

MCAシステムとは、

一定の周波数を多数の利用者で共同で利用するMCA方式(Multi-Channel Access System)を採用した業務用無線システムであり、陸上移動通信分野(運送業、タクシー等)において広く利用されている。

ふくおかコミュニティ無線とは、

複数の相手方に一斉に通報できるMCAシステムの特徴を活かした、同報系通信システムである。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

旃

備

面

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を 収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に 実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

設 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星 ・ 系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図 設 る。

- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・被災現場の状況を、県対策本部等に画像により伝送するシステムの構築に努める。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた 場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定 運 した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練 終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

用 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定める とともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業 面 務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

- ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、 外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる 者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を整備する。

また、既に整備している防災行政無線(移動系)については、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を 行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住 宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役 割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所(郵便番号を含む。)

国籍

①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

負傷(疾病)の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①~⑦に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

連絡先その他必要情報

①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、これに当たる職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安 否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計 資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

http://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】

http://www.fdma.go.jp/

※【福岡県の国民保護】

http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集 訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国 民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図

区域内の人口及び世帯数分布

区域内の道路網のリスト

(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)

輸送力のリスト

- (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
- (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

避難施設のリスト(データベース作成後は、当該データベース)

(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

備蓄物資、調達可能物資のリスト

(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)

生活関連等施設等のリスト

(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定

(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上 にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。)

町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)

消防機関のリスト

- (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
- (※ 消防機関の装備資機材のリスト)

災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と 想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練 を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、保健福祉部を中心に「災害時要援護者支援班」を 迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、 高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害 時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用すること が重要である(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)参照)。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援 に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③ 共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを作成することとなる(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載)。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

(1) 市は関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊

- 等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の 避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。その際、高齢者、障害者、乳幼児 などの災害時要援護者の避難方法、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や 昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。
- (2) 市は、避難実施要領を作成する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。
- (3) 市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。
- (4) 市長は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障害者などの災害時要援護者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関 する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車輌等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と 共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

_					
	国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係部局
Ī	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
		2号	ガス工作物	経済産業省	商工部工業保安課
		3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部水道整備室
		4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画振興部交通対策課
		5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
		6号	放送用無線設備	総務省	
		7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部港湾課
		8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	企画振興部空港整備課

				土木部河川課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	農政部農地計画課
				企業局管理課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災安全課
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	保健福祉部薬務課
	3 号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課
	4号	高圧ガス	経済産業省	"
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省	消防防災安全課
	0万	核燃料物質(投架物質を召む。)	経済産業省	(用例例火 <u>女</u> 主珠
	6 号	核原料物質	文部科学省	_
	0 /2	[核原料物頁	経済産業省	_
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	消防防災安全課
	ο 🗏	丰樹本(本事件)	厚生労働省	保健福祉部薬務課
	8号	毒劇薬(薬事法)	農林水産省	農政部畜産課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	保健福祉部保健福祉課
	11号	毒性物質	経済産業省	保健福祉部保健福祉課

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ョウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を 発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知 を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

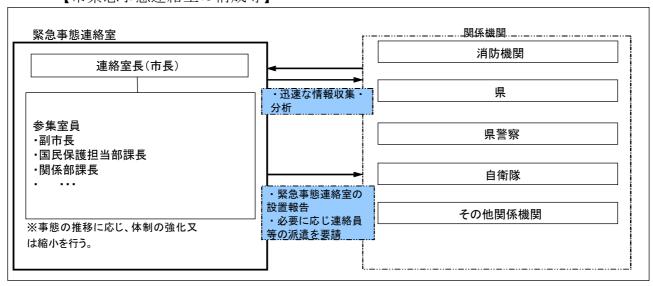
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に 集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかん がみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握 した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防組合においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事 案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等 の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した 旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

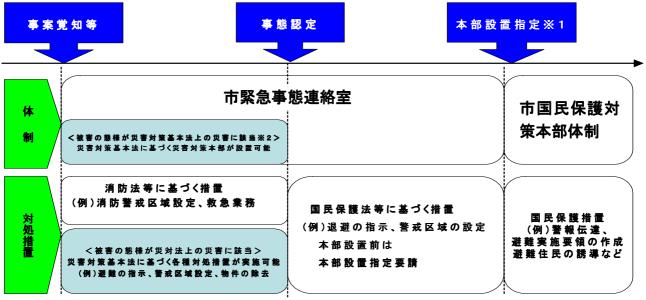
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、 市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本 部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した 法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災 害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合におい て、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の 通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。ま た、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官 邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県 に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻 撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置す るとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※事前に緊急事態 連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える(前述))。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

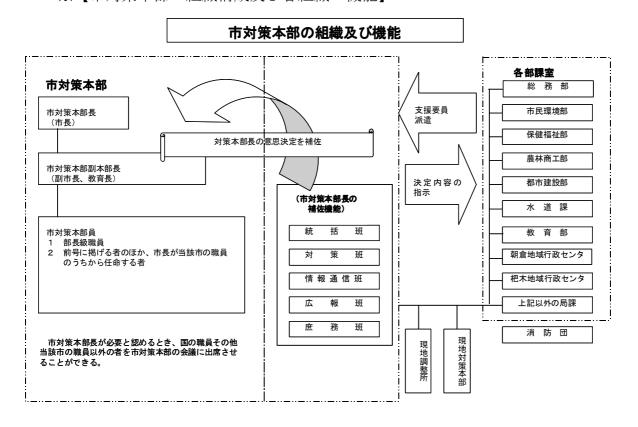
市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、総合市民センターを市対策本部の予備施設とする。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、 市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、 知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう 要請する。

- (3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおり。
- ※【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施する(市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

※【市対策本部長の補佐機能の編成】

班 名	機能			
統括班	・市対策本部会議の運営に関する事項			
(総務部消防防災課)	・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐			
	・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示			
対策班	・市が行う国民保護措置に関する調整			
(総務部企画政策課)	・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応			
(総務部プロジェクト推	援に関する事項			
進室)	・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事			
	項			
情報通信班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約			
(総務部総務財政課)	被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況			
(市民環境部市民課)	安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報			
	・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録			
	通信回線や通信機器の確保			
広報班	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等			
(総務部企画政策課)	対外的な広報活動			
庶務班	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理			
(総務部人事秘書課)	・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項			

※【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務	
各部局共通	・関係する国、県等の行政機関からの情報収集、連絡調整に関すること	
	・所管する市有施設の管理(被害状況確認含む)及び武力攻撃災害の復旧に関する措	
	置の実施	
	・住民の避難誘導、救援及び救助に関する措置の実施	
	・安否情報の収集、報告に関すること	
総務部	・市国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること	
	・避難実施要領の作成に関すること	
	・消防本部及び消防団との活動の連絡調整に関すること	
	・安否情報の収集に関すること	
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること	
	・避難施設の運営体制の整備に関すること	
	・救援物資及び資材の供給等に関すること	
	・避難住民及び救援物資の運送に関すること	
市民環境部	・安否情報の収集に関すること	
	・環境、衛生施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること	
	・廃棄物処理に関すること	
	・遺体の措置及び埋葬に関すること	

部局名	武力攻撃事態等における業務
保健福祉部	・特殊標章等の交付等に関すること
	・福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・医療、医薬品等の確保に関すること
	・保健衛生に関すること
	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制のに関すること
	・ボランティア活動の受け入れ体制に関すること
	・医師会等医療関係団体との連絡調整に関すること
	・幼児等の安全、避難等に関すること
	・保育所等への警報等の伝達に関すること
農林商工部	・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	・農道、林道の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること
都市建設部	・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	・河川、道路、橋梁、公園等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・建設土木関係団体等との連絡調整に関すること
	・下水道施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・仮設住宅の供給手配に関すること
水道課	・上水道施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・水質管理に関すること
教育部	・児童・生徒等の安全、避難等に関すること
	・学校教育施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・社会教育施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・史跡、文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること
	・小学校、中学校等への警報等の伝達に関すること
	・避難所の開設、連絡及び給食給水に関すること
朝倉地域行政センター	・各地域行政センターにおける情報収集、連絡調整に関すること
杷木地域行政センター	・住民への協力、相談に関すること
上記以外の局課	・各部局共通と同じ
消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること
	・住民の避難誘導措置の実施
	・警報、避難指示の伝達
	・消防(消火、救助等)
	・退避の指示、警戒区域の設定

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を 一元的に行う「広報責任者」を設置

広報手段

住民等に迅速に提供できる体制を確保するため、広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオに広報の要請を行う。

留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機 を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の 重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- り) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

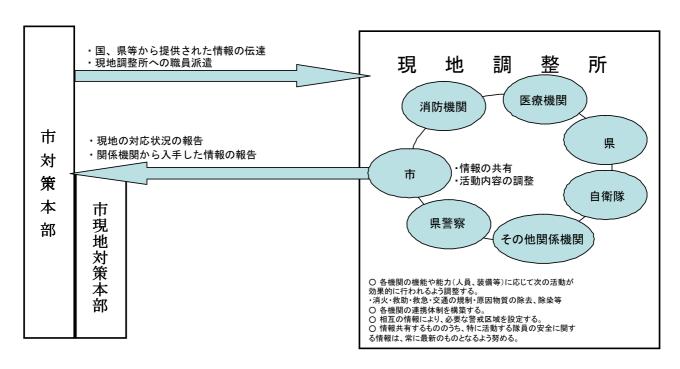
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において 措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、 県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職 員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)

現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に 会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の 実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する 情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置 の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報 について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすこ とが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に

調整に当たることが必要である。)。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、 意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関 及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請す ることを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、 市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求め る。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。ただし、同報系無線については整備後利用するとともに情報通信手段として確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に 必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機 関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置 の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に 照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする福岡地方協力本部長又は市の協議会委員たる第9施設群長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする西部方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、 応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に 委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託 を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法 人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるとき は、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職 員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自

主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れ を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の 体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

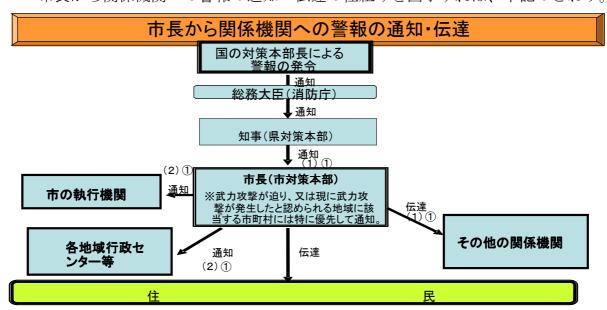
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達 方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団 体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、 商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立診療所、保育所など)に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(http://www.city.asakura.lg.jp/)に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



- ※市長は、ホームページ(http://www.city.asakura.lg.jp/) に警報の内容を掲載
- ※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。 ただし、防災行政無線(同報系)については、整備完了後活用する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、市町村防災行政無線(同報系)あるいは MCAシステムを活用した「ふくおかコミュニティ無線」(同報系)又はそれ と同様のシステムを利用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民 に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

市が防災行政無線(同報系)等を整備していない場合は、電子メールの利用や、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用など、事前に定めた方法により周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。ただし、防災行政無線(同報系)については、整備完了後使用する。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を 図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、防災行政無線(同報系)の整備完了後に消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に 配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連 携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝 達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)
- (5) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

大都市における警報の伝達

市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用など、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

過疎地域における警報の伝達

市は、防災行政無線等の使用、消防団などによる伝達、自治会等による連絡網の活用などとともに、状況に応じてファックス、電子メール等を利用するなどして、警報の伝達が確実に行われるように努める。

大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、県及び市は役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

高齢者、障害者、児童等に対する警報の伝達

市は、防災における体制等を活用し高齢者等の災害時要援護者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努める。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努める。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

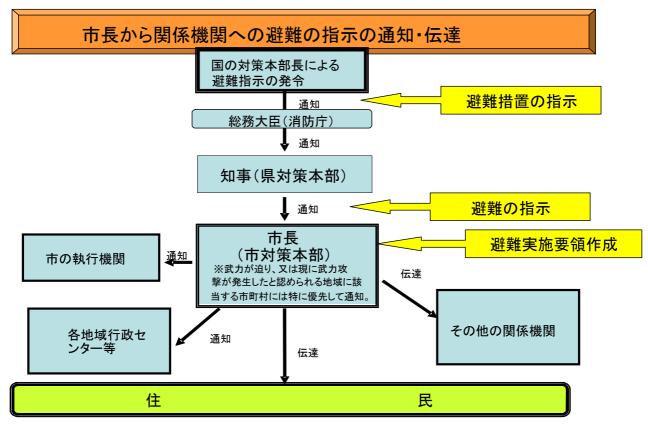
なお、避難住民の誘導等については、県国民保護計画に定めた「避難の方法の基本的な考え方」に準ずるものとし、大都市・過疎地域における避難、大規模集客施設等の利用者の避難、高齢者、障害者等の避難についても県国民保護計画に準じて行う。

1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状 況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難の方法の基本的考え方

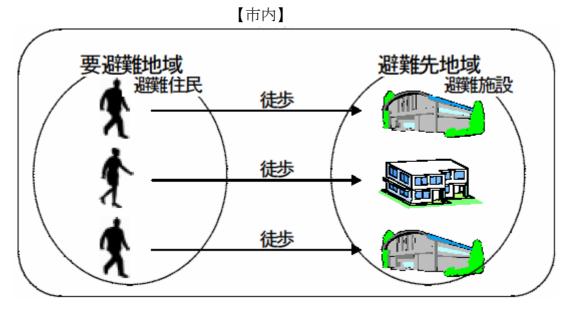
(1) 屋内への避難(退避)

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難(退避)が考えられる。

これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下施設などに移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に避難する。

(2) 市内での避難

市内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。



(3) 市の区域を越える避難

市の区域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

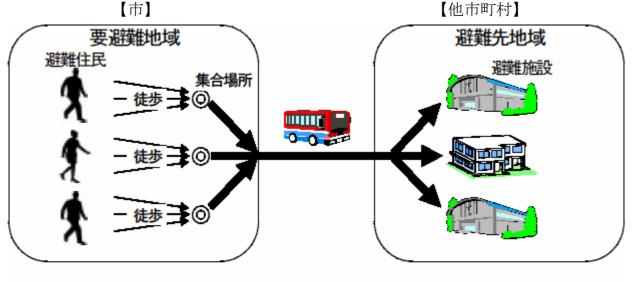
この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市により指定された集合場所に移動する。

- ・同一市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定 する。

要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

- ・原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等に より移動する。
- ・バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。

・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。



→:① 要避難地域の集合場所(⑥) への移動

:② 要避難地域から避難施設への移動

(4) 災害時要援護者の避難

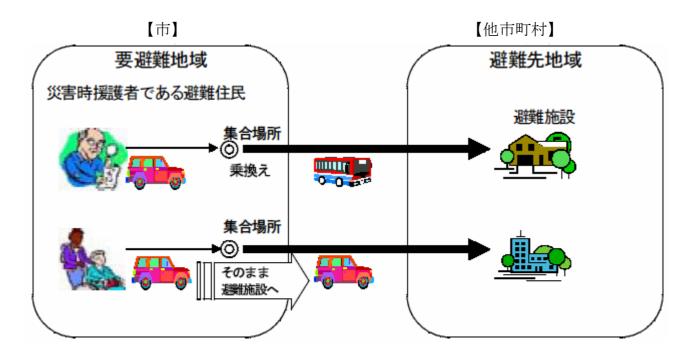
災害時要援護者の避難について、まず家族や市職員、消防職員、消防団員、福祉 関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、災害時要援護者を要避難 地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

次に、集合場所において市が事前に把握している災害時要援護者の状況に応じて、 以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- ・バス等に乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う災害時要援護者の避難の確認に特に留意する必要がある。

その他、県が作成する「災害時要援護者支援対策マニュアル」を参考に行う。



地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。

3 大都市における住民の避難等

(1) 大都市における住民の避難

大都市の住民の避難に際して、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う。

知事は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。

知事は、バス等の輸送力を最大限に確保することが必要となるため、速やかに 県内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との調整を行い必要 に応じて運送の実施を求める。また、確保した輸送力の不足が見込まれる際は、 速やかに国、他の都道府県等に対して要請等を行う。

市長は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治会、学校、施設、事業所単位で集合し、災害時要援護者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行う。

(2) 過疎地域における住民の避難

過疎地域における住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用

し、知事は、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。

避難に当たって、学校、施設あるいは集落単位で集合することとし、市長は、 徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等利用など集合方法に関して地 域の実情に応じて指示する。

(3) 大規模集客施設等の利用者の避難

大規模集客施設等における住民の避難に際しては、市長は、施設管理者と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供するなどにより混乱の防止に努め、事態の推移に応じて、速やかに施設外へ利用者を誘導するように努める。

(4) 高齢者、障害者等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努める とともに、円滑に避難できるよう配慮を行う。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市長は、その状況について家族等に周知を図る。

4 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成及び報告

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようそ の迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ち に、避難実施要領の内容を修正する。

市長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。

【避難実施要領に定める事項(法定事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難 住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の作成の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県国民保護計画に記載される市(町村)の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあ

りうる。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、 事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

集合時間

避難先

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の 配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、 身軽で動きやすい服装について記載する。

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・

自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国 対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

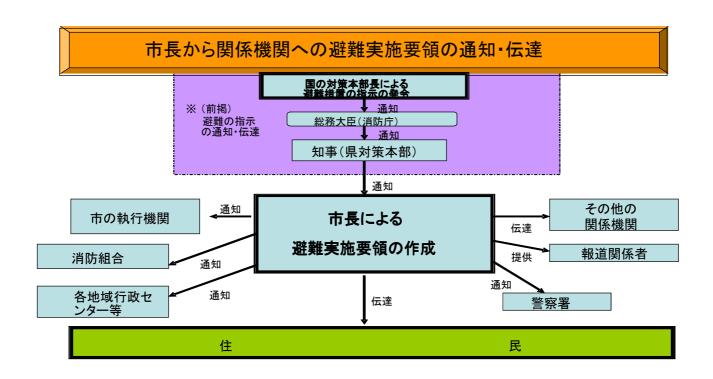
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防 長、警察署長及び自衛隊福岡地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



|5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、 避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学 校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではな い。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市は、消防本部及び消防署に、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、 市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を 活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人 員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

市は、消防事務を共同処理しており、消防組合は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととなる。この場合、市長は、消防組合の管理者等に対し、消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防組合やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報 共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に 提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等と ともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設

置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う(また、「避難支援プラン」 を作成している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社 会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難所等の 定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自 主防犯組織等と安全の確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等 からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく 運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対 策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知す ることができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

6 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

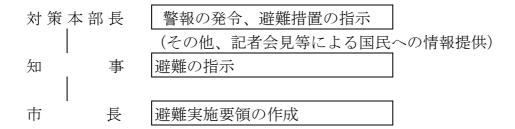
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍の コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとな る。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難 措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人 が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置 を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。従って、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事に

よる避難の指示を踏まえて、避難実施要領を作成し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、 退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措 置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の作成に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を作成することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃 の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も 限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所、ダムなどは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が 広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、 国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

遺体の捜索及び措置

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていく。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示

して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援 の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実 施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

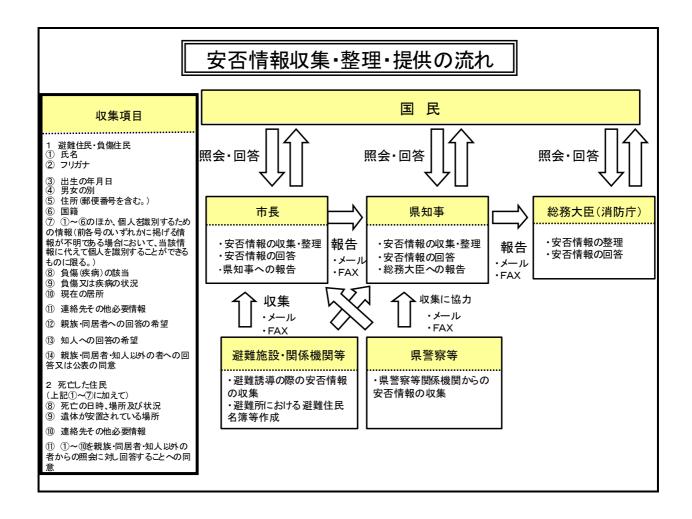
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため

に保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式 第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付 する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電 話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を定められた様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意 すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が 必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に 配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、 特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携 のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事 項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた 場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要がある と認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に 必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、 関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示(一例)】

「○○市×丁目、△△市○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

「○○市×丁目、△△市○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに 住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避 の指示の内容等について、知事に通知を行う。ただし、防災行政無線(同報系) については整備完了後使用する。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合 は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の 実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の 助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違 反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものであ る。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現 地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。 また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への 立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒 区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の 使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に

関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去 したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力 攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ 安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部又消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、市長は、知事に対してその旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防組合とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

市長は、自らの市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防組合に対しての支援要請

市長は、消防組合に対し、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うよう要請する。また、自ら支援の必要があると認めるときも、同様に要請する。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防組合その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要がある と認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要 な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係 機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市)の

区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第 12条の3)

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項 第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を 求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める 場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画(放射線災害対策編)等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、市の区域内に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、放射性物質を取り扱う事業所は危険物質等の取扱所として生活 関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱 所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画等に定められた措置等の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画(放射線災害対策編)等に定められた内容に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者(以下「放射性物質管理者」という。)から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防組合に連絡する。

市長は、消防組合等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を関係する指定行政機関の長及び知事に通報する。

市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、 応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報 の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を 所管する消防組合に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を 踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。

市長は、放射性物質管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難 の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の 指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、 放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請する よう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避 を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原 因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防組合、消防団、 県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的 知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における 関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新 の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応 援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判 明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃につい ては、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握

の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置		
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。		
		・移動の制限		
		・移動の禁止		
		• 廃棄		
2号 生活の用に供する水		管理者に対し、以下を命ずる。		
		・使用の制限又は禁止		
		・給水の制限又は禁止		
3号	遺体	・移動の制限		
		・移動の禁止		
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	• 廃棄		
5号	建物	・立入りの制限		
		・立入りの禁止		
		封鎖		
6 号	場所	・ 交通の制限		
		・交通の遮断		

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第5号及
	び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物
	又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や 県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を 講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、 被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、 特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活 用した情報の収集を行う。

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等に生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水 確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべ き事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要 に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬 又は処分を業として行わせる。

市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道水供給事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況 に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するため に必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等 の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)

表面	裏面		
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための会白)	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
身分証明書	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	血液型 Blood type		
· ·			
氏名 Name 生年月日 Date of birth			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネープ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No.of card	印章/Stamp		所持者の署名 gnature of holder
許可権者の署名/Signature of issuing authority		,5,5	·
有効期間の満了日/Date of expiry			

日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル) (身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成 17 年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成 17 年 10 月 27 日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)。

市長

- ・ 市の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護 措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 水防管理者
- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う 者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする 者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の 意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機 会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、 県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関 し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道施設について、 速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のため の措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の 状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断 するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

1 関係機関の連絡先

(1) 市町村の連絡先〔平成19年1月29日現在〕

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
北九州市	総務市民局安全·安心課	_	_	093-582-2988	093-582-3823	093-582-3889
福岡市	市民局防災・危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	(NTT電話番号と同様)	092-733-5861
大牟田市	総務部総務課	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2894(in)	0944-41-2222(宿直用)	0944-41-2894
久留米市	総務部生活安全推進室	_	_	0942-30-9052	0942-39-8835	0942-30-9706
直方市	総務課市民協働推進係	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2222	0949-25-2000	0949-24-3812
飯塚市	総務部総務課総務係	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500(222)	(NTT電話番号と同様)	0948-21-2066
田川市	総務部総務防災課	78-206-70	1-78-206-75	0947-44-2000(319)		0947-46-0124
柳川市	総務課防災安全係	78-207-70	1-78-207-75	0944-73-8111(335)	(NTT電話番号と同様)	0944-74-1374
八女市	総務課総務法制係	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111(212)	(NTT電話番号と同様)	0943-22-2186
筑後市	総務課庶務法制係	_	_	0942-53-4111(131)		0942-52-5928
大川市	総務課庶務係	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101(202)	0944-87-2101	0944-88-1776
行橋市	総務課総務係	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111(1431)	(NTT電話番号と同様)	0930-25-0299
豊前市	総務課交通防災係	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111(1334)	0979-82-1111	0979-83-2560
中間市	総務課文書法制係	78-215-70	1-78-215-75	093-246-6232	093-246-4325	093-245-5598
小郡市	総務課防災·庶務係	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111(245)	(NTT電話番号と同様)	0942-73-4466
筑紫野市	総務課交通·防災担当	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111(234)	092-920-7413	092-923-5391
春日市	土木管理課消防防災担当	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111(3112,3122)	092-584-1132	092-584-1143
大野城市	地域安全課	78-219-70	1-78-219-75	092-501-2211(387)	(NTT電話番号と同様)	092-572-8432
宗像市	総務課総務係	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	総務課消防・防災係	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121(519)	092-921-2142	092-921-1601
前原市	総務課防災係	78-222-70	1-78-222-75	092-323-1111(1216)	092-323-1123	092-324-0239
古賀市	総務課庶務係	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111(322)	(NTT電話番号と同様)	092-942-3758
福津市	生活安全課安心安全まちづくり係	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
うきは市	総務課消防防災係	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-3111(222)	0943-75-3120 , 5030	0943-75-5509
宮若市	総務課防災安全係	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511		0949-32-9430
嘉麻市	総務課防災安全係	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5353		0948-62-5018
朝倉市	消防防災課消防防災係	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111(119)		0946-24-8257
みやま市	総務課庶務係	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502		0944-64-1503
那珂川町	環境課生活防災係	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211(135)		092-953-0688
宇美町	総務課消防防災防犯係	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111(113)	092-934-2246	092-933-7512
篠栗町	総務課消防係	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1111(313)	092-947-3437	092-947-7977
	l .	l	l			l

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
志免町	総務課消防防災係	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001(416)	(NTT電話番号と同様)	092-935-9459
須恵町	総務課消防防災係	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1151(321)	(NTT電話番号と同様)	092-933-6579
新宮町	総務課防災防犯担当	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1730	092-962-0725	092-962-2078
久山町	総務課消防防災係	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111(232)	(NTT電話番号と同様)	092-976-2463
粕屋町	総務課生活防災係	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311(225)	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課庶務係	78-381-70	1-78-381-75	093-223-0881(293)	093-223-5292	093-223-3927
水巻町	総務課庶務係	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	(NTT電話番号と同様)	093-201-4423
岡垣町	総務課庶務係	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211(233)	(NTT電話番号と同様)	093-282-4000
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234(262)	(NTT電話番号と同様)	093-293-0806
小竹町	総務課庶務係	78-401-70	1-78-401-75	09496-2-1212(104)	09496-2-1211	09496-2-1140
鞍手町	総務人事課庶務係	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111(322)	0949-42-2118	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100(214)	0948-65-3241	0948-65-3424
筑前町	まちづくり課消防安全係	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609		0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-446-75	0946-72-2311		0946-72-2038
二丈町	総務課管財係	78-462-70	1-78-462-75	092-325-1111(232)	(NTT電話番号と同様)	092-325-0179
志摩町	総務課行政係	78-463-70	1-78-463-75	092-327-1111(223)	092-327-2472	092-327-2707
大刀洗町	総務課庶務係	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0101(105)	0942-77-0101	0942-77-3063
大木町	総務課管理防災係	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1013(115)	0944-32-1444	0944-32-1054
黒木町	総務課庶務係	78-541-70	1-78-541-75	0943-42-1111(324)	(NTT電話番号と同様)	0943-42-4591
立花町	総務課行政係	78-543-70	1-78-543-75	0943-23-5141(214)	(NTT電話番号と同様)	0943-22-3512
広川町	総務課行政係	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1111(112)	0943-32-1111	0943-32-5164
矢部村	総務課総務係	78-545-70	1-78-545-75	0943-47-3111(201)	(NTT電話番号と同様)	0943-47-2855
星野村	総務グループ総務班	78-546-71	1-78-546-75	0943-52-3111(212)	0943-52-2005	0943-52-3283
香春町	総務課庶務係	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511	(NTT電話番号と同様)	0947-32-4815
添田町	総務課防災対策係	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-1231(121)	(NTT電話番号と同様)	0947-82-2869
糸田町	総務課消防係	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231(212)	(NTT電話番号と同様)	0947-26-1651
川崎町	総務課防災管財係	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000(230, 231)	(NTT電話番号と同様)	0947-72-6453
大任町	総務課消防係	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000(209)	(NTT電話番号と同様)	0947-63-3813
赤村	総務課総務係	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000(132)	(NTT電話番号と同様)	0947-62-3007
福智町	総務課消防防災選挙係	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	(NTT電話番号と同様)	0947-22-0782
苅田町	総務課くらし安全係	78-621-70	1-78-621-75	093-434-1112(319)	093-434-5852	093-436-3014
みやこ町	総務課総務係	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	0930-32-2511	0930-32-4563
吉富町	総務課庶務秘書係	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122(133)	(NTT電話番号と同様)	0979-24-3219
上毛町	総務課総務係	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111	(NTT電話番号と同様)	0979-72-4664
築上町	総務課行政係	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300(333)		0930-56-1405

(2)消防本部(局)の連絡先 [平成19年1月29日現在]

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-2110	093-582-2112
福岡市消防局	警備部警防課広域対策係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6952	092-725-6606
大牟田市消防本部	警防課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
久留米市消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
糸島地区消防厚生施設組合糸島消防本部	警防課	前原市前原1783-1	092-322-4222	092-324-4514
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-0119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川270	0944-62-5125	0944-62-3234
春日·大野城·那珂川消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課防災企画係	田川市川宮1570	0947-44-0650	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
福岡県南広域消防組合消防本部	警防課	久留米市山川沓形町3-15	0942-43-8119	0942-43-7317
直方·鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16番地1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木·朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-22-0119	0946-24-1334
粕屋南部消防本部	警防課	志免町田富170	092-935-1088	092-935-6483
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0131	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

(3) 指定行政機関の連絡先〔平成19年1月9日現在〕

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
国家公安委員会	 連絡先は警察庁と同様 	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護·防災部防災課 国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内 2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	東京都千代田区丸の内 2-5-1

名称	担当部署	所在地
厚生労働省	社会·援護局 総務課 災害救助·救援対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	総合食料局 食料企画課	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	東京都千代田区霞が関 1-3-1
原子力・保安院	企画調整課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部 総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部 国際·危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2
防衛省	運用企画局 事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	東京都新宿区市谷本村町 5-1

(4) 指定地方行政機関の連絡先〔平成18年8月15日現在〕

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目10-7(福岡第2合同庁舎)
九州総合通信局	総務課	熊本県熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎2号館
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸 1-3-10 (門司港湾合同庁舎)
原子力事務所	研究開発局 開発企画課 立地地域対策室	東京都千代田区丸の内 2-5-1
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎2階
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市二の丸1-2熊本合同庁舎
九州森林管理局	企画調整室	熊本県熊本市京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第一合同庁舎
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡第 1 合同庁舎 8 階

名称	担当部署	所在地
九州地方整備局	企画部 防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州運輸局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7
大阪航空局	総務部航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区気象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠 1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾/上 1-6-22

(5) 自衛隊の連絡先〔平成 **18** 年 **8** 月 **15** 日現在〕

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町1-1-1
防衛部	隆工日销隊	熊本宗熊本印泉町 - -
佐世保地方総監	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町無番地
防衛部	冶工日销隊	技啊宗佐世体们十次叫無番地
西部航空方面隊司令官	航空自衛隊	表口士店町2 1 1
防衛部	加全日街隊 	春日市原町3-1-1

(6) 指定公共機関の連絡先〔平成 18 年 8 月 15 日現在〕

所管省庁	名称	担当部署	所在地	
国土交通省	独立行政法人海上技術安全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1	
海上保安庁	独立行政法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜	
一件工体女儿	伝立门政広へ海工の音明正センテー	ስራ (ታ) በ ኮ ስራ (ታ) ቪ木	ビル	
国土交通省	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地	
経済産業省	独立行政法人原子力安全基盤機構	防災支援部 計画グループ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1	
国土交通省	独立行政法人港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21	
経済産業省	独立行政法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関 1-3-1	
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町 4-2-1	
農林水産省	独立行政法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1	
農林水産省	独立行政法人水産総合研究センター	 総務部庶務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3	
及怀尔庄自	塩立日以及八八座心日明元ピング	사아 1万 다가 제 1万 다자	クイーンズタワーB 15F	
国土交通省	独立行政法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6	
文部科学省	独立行政法人日本原子力研究開発機	研究開発局	東京都千代田区丸の内 2-5-1	
X EP FT T E	構	原子力研究開発課	XXXIII TOME DATA TO THE STATE OF THE STATE O	
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有·債	総務部管理課	東京都港区西新橋二丁目8番6号	
	務返済機構			
農林水産省	独立行政法人農業·食品産業技術総	総合企画調整部	 茨城県つくば市観音台3-1-1	
	合研究機構	企画調整室		
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	研究振興局	 東京都千代田区丸の内 2-5-1	
		研究振興戦略官付		
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	
金融庁	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3	
総務省	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南 2-2-1	
総務省	日本郵政公社	本社CSR室	東京都千代田区霞が関 1-3-2	
ロエナマル		管理事業本部管理事		
国土交通省	西日本高速道路株式会社	業統括チーム	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ	
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号	
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号	

所管省庁	名称	担当部署	所在地
総務省	日本電信電話株式会社	第二部門 災害対策	東京都千代田区大手町2-3-1 逓信ビル7F
総務省	西日本電信電話株式会社	基盤サービス部災害 対策室	大阪府大阪市中央区馬場町 3-15
経済産業省	九州電力株式会社	総務部 管理グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通省	オーシャン東九フェリー株式会社	取締役	東京都中央区築地2-11-9
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	専務取締役企画管理 部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	常務取締役	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	ジェイアール九州バス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2一22一2
国土交通省	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通省	日本通運株式会社	作業管理部広域自動 車輸送専任	東京都港区東新橋1丁目9番4号
国土交通省	福山通運株式会社	社長室CSR推進室	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座2丁目16番10号
国土交通省	エアーニッポン株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1ー12ー14 紙与渡辺ビル
	エアーニッポン株式会社	ANK 福岡空港支店	福岡市博多区上臼井柳井348 福岡空港第1ターミナルビ
	(第2連絡先)	業務課	ル内
国土交通省	エアーネクスト株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務 課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	エアーネクスト株式会社 (第2連絡先)	NXA 業務部業務課	福岡市博多区下臼井 767-1 福岡空港第 2 ターミナルビル内
国土交通省	株式会社スターフライヤー	経営企画部事業企画 グループ	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号 新小倉ビル
国土交通省	株式会社ジャルエクスプレス	本社企画財務部	大阪府池田市空港 2-2-5
国土交通省	株式会社日本航空インターナショナル	(株)日本航空経営企 画室	東京都品川区東品川 2-4-11
国土交通省	スカイマークエアラインズ株式会社	経営企画室	東京都港区浜松町 1-30-5 浜松町スクエア 12 階
国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA 福岡支店 総務	福岡市中央区天神1ー12ー14 紙与渡辺ビル
	(第1連絡先) 	課	
	全日本空輸株式会社 (第2連絡先)	ANA 福岡空港支店 総務課	福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港内
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町3-24

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	総務部リスク管理室	大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号
国土交通省	西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部営業部 安全対策課	福岡市中央区天神 1 丁目 11 番 17 号 福岡ビル 6F
国土交通省	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京町70
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株 式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2 階 201
総務省	KDDI 株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル
総務省	ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	災害対策室	福岡市中央区舞鶴 2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリ ティ室	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

(7) 指定地方公共機関の連絡先〔平成18年10月1日現在〕

法人名	所在地	所属名(課・係等)
大牟田瓦斯株式会社	大牟田市泉町 4-5	工務部
西日本ガス株式会社	柳川市新外町 89-2	企画部
筑紫ガス株式会社	筑紫野市紫 2-12-10	総務グループ
直方ガス株式会社	直方市新町 2-5-22	工務部
飯塚ガス株式会社	飯塚市横田 677-2	総務部
中間ガス株式会社	中間市池田 1-4-1	供給部
高松ガス株式会社	遠賀郡水巻町頃末北 4-6-1	ガス課
社団法人福岡県LPガス協会	福岡市博多区山王 1-10-15	事務局
平成筑豊鉄道株式会社	田川郡福智町金田1145-2	総務課
筑豊電気鉄道株式会社	中間市鍋山町 1-6	電車課
甘木鉄道株式会社	朝倉市甘木 1320	運輸部
北九州高速鉄道株式会社	北九州市小倉南区企救丘 2-13-1	総務グループ
西鉄バス二日市株式会社	大野城市大字牛頸2473番12号	二日市本社
西鉄バス宗像株式会社	宗像市陵厳寺4丁目7番1号	赤間本社
西鉄バス両筑株式会社	朝倉市菩提寺 540-1	
西鉄バス久留米株式会社	久留米市御井町2291-1	
西鉄バス大牟田株式会社	大牟田市白金町63	
西鉄バス筑豊株式会社	飯塚市片島 2-19-1	運行部
西鉄高速バス株式会社	福岡市那の津4丁目3番22号	業務課
西鉄バス北九州株式会社	北九州市小倉北区砂津 1-1-2	総務課
九州急行バス株式会社	福岡市博多区博多駅南4-7-2	総務課
堀川バス株式会社	八女市本町1番地	統括部
株式会社甘木観光バス	朝倉市大字甘木1396番地2	営業部
西鉄観光バス株式会社	福岡市中央区地行二丁目3番10号	総務部
西鉄北九州観光株式会社	北九州市小倉北区青葉 1-2-32	総務部
九州観光バス株式会社	福岡市博多区石城町 10-18	総務課
柳城観光株式会社	柳川市下宮永町1092	
九州郵船株式会社	福岡市博多区神屋町1番27号	海務課
壱岐・対馬フェリー株式会社	福岡市中央区那の津 3-46-7	フェリー部
九州西武運輸株式会社	福岡市博多区東那珂 3-7-58	総務課
久留米運送株式会社	久留米市東櫛原町353	総務部
株式会社博運社	糟屋郡志免町別府 621	総務部
株式会社ランテック	福岡市博多区古門戸町 4-26	総務部
九州産業運輸株式会社	北九州市門司区浜町 10-16	営業本部
丸善海陸運輸株式会社	久留米市善導寺町飯田 415-1	総務部

法人名	所在地	所属名(課・係等)
三友通商株式会社	筑紫野市上古賀 2-1	総務課
社団法人福岡県トラック協会	福岡市博多区博多駅東 1-18-8	業務課
社団法人福岡県医師会	福岡市博多区博多駅南 2-9-30	総務課
社団法人福岡県歯科医師会	福岡市中央区大名 1-12-43	事務局
社団法人福岡県薬剤師会	福岡市博多区住吉 2-20-15	
福岡県道路公社	福岡市博多区吉塚本町 13-50	総務課総務係
福岡北九州高速道路公社	福岡市東区東浜 2-7-53	総務係
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	福岡市早良区百道浜 2-3-8	報道部
九州朝日放送株式会社	福岡市中央区長浜1-1-1	総務局
株式会社テレビ西日本	福岡市早良区百道浜2-3-2	報道部
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	福岡市博多区住吉2-3-1	報道スポーツ局
株式会社福岡放送	福岡市中央区清川2-22-8	報道制作局報道部
株式会社エフエム福岡	福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル別館6F	放送本部
株式会社九州国際エフエム	福岡市中央区天神2-5-35	総務部
株式会社エフエム九州	北九州市小倉北区古船場町9-11	編成事業部

(8) 朝倉市に係る関係機関の連絡先(※再掲を含む) [平成 18 年度現在]

名 称	担当部署名	所在地			
福岡県総務部消防防災安全課生活安全室	国民保護係				
陸上自衛隊小郡駐屯地		小郡市小郡2277			
第5施設団第9施設群		ハヤルカンを			
国土交通省九州地方整備局		九			
筑後川河川事務所		人留米市高野1丁目2-1 			
国土交通省九州地方整備局		久留米市田主丸町菅原2461-5			
筑後川河川事務所 片ノ瀬出張所		入笛禾巾田主丸町官原2401-5			
朝倉警察署	警備課	朝倉市甘木225-1			
朝倉土木事務所		朝倉市甘木2014-1			
朝倉農林事務所		朝倉市甘木2014-1			
朝倉保健福祉環境事務所		朝倉市甘木2014-1			
甘木·朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20			
NTT 西日本—九州 久留米営業所					
九州電力株式会社福岡支店 甘木営業所		朝倉市甘木1979-1			
独立行政法人水資源機構	4 TH ≅H	# <u></u>			
両筑平野用水総合事業所	管理課 	朝倉市江川1660-67			
独立行政法人水資源機構 寺内ダム管理所		朝倉市荷原1516-6			
日田土木保修所(夜明けダム)					
西鉄バス両筑株式会社		朝倉市菩提寺540-1			
西鉄甘木線 甘木駅					
甘木鉄道株式会社		朝倉市甘木1320			
株式会社甘木観光バス		朝倉市甘木1396-2			
朝倉商工会議所		朝倉市甘木955-11			

2 福岡県主要路線表(平成17年4月1日現在)

道路	路線名	路線	起点	終	点	実延長	備考
種別	PH 475 H	番号	~~ <i></i>	т.	/m	km	MID - 3
一般国道	2号		北九州市門司区(県界)	~	門司区(3号迄)	2.3	
	3号		北九州市門司区	~	八女郡立花町(県界)	140.4	
	10号		北九州市小倉北区(3号分岐)	~	築上郡吉富町(県界)	65.4	
	198号		門司港	~	北九州市門司区	0.6	
	199号		北九州市門司区	~	北九州市八幡西区	46.4	
	200号		北九州市八幡西区	~	筑紫野市	88.8	
	201号		福岡市博多区	~	行橋市	80.3	
	202号		福岡市博多区	~	糸島郡二丈町	75.5	
	208号		大牟田市(県界)	~	大川市(県界)	28.6	
	209号		大牟田市	~	久留米市	28.5	
	210号		久留米市	~	うきは市(県界)	41.8	
	211号		朝倉郡東峰村(県界)	~	北九州市八幡西区	49.1	
	263号		福岡市城南区	~	福岡市早良区(県界)	18.6	
	264号		久留米市(県界)	~	久留米市	2.6	
	322号		北九州市小倉北区	~	久留米市	115.4	
	385号		柳川市	~	福岡市博多区	35.1	
	386号		朝倉市	~	筑紫野市	42.3	
	389号		大牟田市	~	大牟田市(県界)	4.0	
	442号		八女郡矢部村	~	大川市	64.5	
	443号		大川市	~	みやま市(県界)	20.2	
	495号		遠賀郡芦屋町	~	糟屋郡新宮町	66.2	
	496号		行橋市	~	京都郡みやこ町	35.6	
	497号		福岡市	~	前原市	14.3	
	500号		京都郡みやこ町	~	小郡市	55.9	
高 速	関門自動車道		門司区(県界)	~	門司区黒川	7.0	
自動車国道	九州縱貫自動車道		門司区黒川	~	大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道		小郡市(県界)	~	朝倉市	31.5	
主要	豊前万田線	1	豊前市	~	築上郡上毛町(県界)	1.3	
地方道	豊前耶馬溪線	2	豊前市	~	豊前市(県界)	9.1	
	大牟田植木線	3	大牟田市	~	大牟田市(県界)	7.9	
	玉名八女線	4	八女郡立花町(県界)	~	八女市	15.1	
	大牟田南関線	5	大牟田市	~	大牟田市(県界)	5.4	
	玉名立花線	6	八女郡立花町(県界)	~	立花町	0.7	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市	~	筑紫野市	2.4	
	馬田場頓田線	8	朝倉市	~	朝倉市	3.2	

道路		路線		実延長	
種別	路線名	番号	起点終点	km	備考
→ #	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町 ~ 宮若市	7.1	
主要	南関大牟田北線	10	大牟田市(県界) ~ 大牟田市	8.8	
地方道	有毛引野線	11	北九州 市	11.6	
	前原富士線	12	前原市 ~ 前原市(県界)	15.9	
	黒木鹿北線	13	八女郡黒木町 ~ 黒木町(県界)	3.9	
	鳥栖朝倉線	14	小郡市 ~ 朝倉市	21.5	
	佐賀八女線	15	久留米市(県界) ~ 八女市	13.6	
	吉冨本耶馬溪線	16	築上郡吉富町 ~ 吉富町(県界)	12.3	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市 ~ 筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市 ~ 大川市(県界)	32.2	
	諸富西島線	19	大川市(県界) ~ 久留米市	4.3	
	佐賀大川線	20	大川市(県界) ~ 大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区 ~ 直方市	44.1	
	田川直方線	22	田川市 ~ 直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市 ~ 柳川市	19.4	
	福岡東環状線	24	福岡市東区 ~ 福岡市博多区	20.2	
	門司行橋線	25	北九州市門司区 ~ 行橋市	41.8	
	北九州芦屋線	26	北九州市若松区 ~ 遠賀郡芦屋町	7.8	
	直方芦屋線	27	直方市 ~ 遠賀郡芦屋町	19.3	
	直方行橋線	28	直方市 ~ 行橋市	33.0	
	直方宗像線	29	直方市 ~ 宗像市	13.8	
	飯塚福間線	30	飯塚市 ~ 宗像郡福間町	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区 ~ 筑紫野市	19.0	
	犀川豊前線	32	京都郡みやこ町 ~ 豊前市	32.9	
	甘木田主丸線	33	朝倉市 ~ 久留米市	8.7	
	行橋添田線	34	行橋市 ~ 田川郡添田町	28.9	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市 ~ 古賀市	35.6	
	小倉停車場線	36	小倉停車場 ~ 北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港町線	37	小倉港 ~	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場 ~ 北九州市戸畑区	0.4	
	苅田港線	39	苅田港 ~ 京都郡苅田町	0.4	
	直方停車場	40	直方停車場 ~ 直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場 ~ 田川市	0.6	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場 ~ 飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多 " ~ 福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港 ~	0.8	

道路	明 结 方	路線	起点	₩ _	Ŀ	実延長	Ht. de.
種別	路線名	番号	延 点 1	神 全 万	π	km	備考
主要	福岡空港線	45	福岡空港	~	福岡市博多区	3.0	
│ 土 女 │ 地方道	久留米停車場線	46	久留米停車場	~	久留米市	1.9	
7077.2	久留米城島大川線	47	久留米市	~	大川市	19.7	
	中間引野線	48	中間市	~	北九州市八幡西区	4.8	
	大野城二丈線	49	大野城市	~	糸島郡二丈町	36.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区	~	戸畑	7.1	
	曽根鞘ヶ谷線	51	北九州市小倉南区	~	北九州市八幡東区	13.1	
	八女香春線	52	八女市	~	田川郡香春町	80.2	
	久留米筑紫野線	53	久留米市	~	筑紫野市	31.8	
	福岡志摩前原線	54	福岡市西区	~	前原市	36.9	
	宮田遠賀線	55	宮若市	~	遠賀郡遠賀町	24.4	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区	~	大野城市	25.5	
	浮羽石川内線	57	うきは市	~	八女郡矢部村	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡築上町	~	築上郡みやこ町	21.6	
	志賀島和白線	59	福岡市東区	~	福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市	~	大野城市	36.3	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区	~	中間市	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区	~	鞍手郡小竹町	28.9	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区	~	北九州市小倉北区	9.4	
	苅田採銅所線	64	京都郡苅田町	~	田川郡香春町	25.4	
	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市	~	飯塚市	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町	~	朝倉市	22.5	
	田川桑野線	67	田川市	~	嘉麻市	28.9	
	福岡大宰府線	68	福岡市東区	~	太宰府市	14.6	
	宗像玄海線	69	宗像市	~	宗像市	12.1	
	田主丸黒木線	70	久留米市	~	八女郡黒木町	29.6	
	新門司港大里線	71	新門司港	~	北九州市門司区	9.5	
	黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区	~	門司区	10.8	
	直方水巻線	73	直方市	~	遠賀郡水巻町	18.4	
	宮田小竹線	74	宮若市	~	鞍手郡小竹町	10.0	
	若宮玄海線	75	宮若市	~	宗像市	18.2	
	筑紫野大宰府線	76	筑紫野市	~	太宰府市	10.0	
	筑紫野三輪線	77	筑紫野市	~	朝倉郡筑前町	13.6	
	添田小石原線	78	田川郡添田町	~	朝倉郡東峰村	14.8	
	朝倉小石原線	79	朝倉市	~	朝倉郡東峰村	17.7	
	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市	~	朝倉市	16.4	

道路 種別	路線名	路線番号	i	起点 4	終り	ń.	実延長 km	備考
主要	久留米浮羽線	81	久留米市		~	うきは市	24.8	
地方道	久留米立花線	82	久留米市		~	八女郡立花町	11.9	
	大和城島線	83	柳川市		~	久留米市	15.4	
	三潴上陽線	84	久留米市		~	八女市	19.2	
	福岡志摩線	85	福岡市		~	糸島郡志摩町	13.2	
	久留米筑後線	86	久留米市		~	筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町		~	宮若市	15.5	
	久留米小郡線	88	久留米市		~	小郡市	19.9	
	瀬高久留米線	89	みやま市		~	久留米市	16.6	
	穂波嘉穂線	90	飯塚市		~	嘉麻市	13.6	
	志免須恵線	91	粕屋郡志免町		~	粕屋郡須恵町	9.6	
	宗像篠栗線	92	宗像市		~	粕屋郡篠栗町	35.2	
	大牟田高田線	93	大牟田市		~	みやま市	15.8	
	高田山川線	94	みやま市		~	みやま市	6.2	
	添田赤池線	95	田川郡添田町		~	田川郡福智町	13.1	
	八女瀬高線	96	八女市		~	みやま市	13.4	
	福間宗像玄海線	97	福津市		~	宗像市	13.4	
	中間宮田線	98	中間市		~	宮若市	14.1	
	大川大木線	99	大川市		~	三潴郡大木町	6.8	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市		~	飯塚市	7.0	
	浮羽草野久留米線	151	うきは市		~	久留米市	22.0	

3 安否情報省令(最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号)

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続 その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の 規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。) に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出する ことにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報に ついて照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができ ない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2 項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村 の長に対し、書面により提供することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部 改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 第二十五条第二項 法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情 第二条及び第三条報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成十七年総務省令第四十四号)

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部

改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その 他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次にように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並	第三条、	第四条及び第五条
びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を		
定める省令 (平成十七年総務省令第四十四号)		

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記』	入日時(年	月	目	時	分)
①氏名						
②フリガナ						
③出生の年月日	白	Ē.	月	目		
④男女の別	9	马		女		
⑤住所(郵便番号を含む。)						
⑥国籍	日本	7	その他 ()	
⑦その他個人を識別するための情報						
⑧負傷(疾病)の該当	負	傷	非	該当		
⑨負傷又は疾病の状況						
⑩現在の居所						
⑪連絡先その他必要情報						
⑫親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回						
答する予定ですが、回答を希望しない場合は、		回答を	を希望しな	V \		
○で囲んで下さい。						
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予						
定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで		回答を	を希望しな	()		
下さい。						
⑭①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照		同意	まする			
会に対して回答又は公表することについて、同						
意するかどうか○で囲んで下さい。		同意	意しない			
※備考						

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、 上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、 国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。 さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関 係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

	記入日時	(年 月		日	時	分)	
①氏名									
②フリガナ									
③出生の年月日			年	月		日			
④男女の別			男		-	女			
⑤住所(郵便番号を含む。)									
⑥国籍	日	本		その他	()		
⑦その他個人を識別するための情報									
⑧死亡の日時、場所及び状況									
⑨遺体が安置されている場所									
⑩連絡先その他必要情報									
⑪①~⑩を親族・同居者・知人以外の者から	0		F	意する					
照会に対して回答することへの同意		同意しない							
※備考									

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします

安否情報報告書

<u>報告日時: 年 月 日 時 分</u> 市町村名: 担当者名:

①氏	名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住	所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾 病)の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	①連絡先 その他必要情報	①親族・同居者 への回答の希望	⑬知人への 回答の希望	(4)親族・同居者・ 知人以外の者へ の回答又は公表 の希望	備	考
						-				_		_					
		_	_		_			_	_	_		_	_	_			

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の 安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ①~⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣					年	月	日			
(都	道府県知事) 殿									
((市町村長)										
			F	申 請 者							
				住所(居	所)						
				氏 名							
下記	の者につい	て、武力な	文撃事態等!	こおける国	民の保護の7	ための措置	置に関する	法律第95条第			
1項の規定に基づき、安否情報を照会します。											
	会をする				は同居者で						
	を付けて下る 合、理由を記		被照会 その他	者の知人	(友人、職場	関係者及	び近隣住	民) であるため。			
ます。		コノへ原具マ・	()			
備		考									
EU/I	T										
	氏	名									
照											
照会に係る者を特定するために必要な事	フリ	ガナ									
係る											
者を	出生の年	年月日									
特	, ,										
定す	男女	の別									
á	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- /3 4									
た め	 住	所									
に	1-1-	//1									
要	国	籍	日	本	その他	()			
な 事	(日本国籍ない者に関	昔を有し 限る。)	Н	4	°C V/IE	()			
項	その他個										
	するための)情報									
*	申請者の	確 認									
*	備	考									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

							年	月	目	
			殿					/ N 7 / 		
					総務大臣					
					(都道府県知事)					
	(市町村長)									
4	年 月	目 日作	けけで照っ	会があっ	た安否情報	報について	て、下記の	とおり回答	答します。	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 避難住民に該当するか否かの別										
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別										
した住	民に該当	当するから	らかの別							
	氏			名						
	フ	IJ	ガ	ナ						
	出	生の	年 月	日						
被	男	女	の	別						
照	住			所						
	玉			籍	日	本	その作	h ()
会	(日本	(日本国籍を有しない者に限る。)				74	C \$2	<u> </u>		
者	そ	の他個	人を記	哉 別						
1	す	るたと	めの情	事 報						
	現	在(の居	所						
	負	傷又は独	疾病の:	状 況						
	連組	洛先その	他必要	情報						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は 負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 国民保護計画用語集(50音順)

●あ行

NBC攻撃 (エヌ・ビー・シー攻撃)

武力攻撃のうち、核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。

大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

応急措置

武力攻撃災害等の発生又は、拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

緊急消防援助隊

消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(政府) 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置される武力攻撃事態対処 法第26条に定める組織のこと。

当該対策本部の長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てられる。

武力攻撃事態等対策本部の規程がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権 (事態対処法第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、 総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法第16条)の規程は準用されない。

緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針(緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処方針のこと。)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。

緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員をいう。

航空攻擊

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。 こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

国民の保護に関する基本指針(H17.3.25 閣議決定)

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の 国民保護業務計画が策定される。

基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

国民の保護に関する業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国 民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は 都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

国民の保護に関する計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県及 び市町村が作成する計画である。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議することとなっている。また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

国民保護協議会

都道府県又は市町村における、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会である。

国民保護措置

対処基本方針(武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針のこと。)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の 復旧に関する措置等のことを指す。

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。

平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等に おいて武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の 責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への 対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

武力攻撃等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会、並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定されている。

●さ行

災害時要援護者

必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者(児)、乳幼児などを指す。

災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、 地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに、関係機 関が作成する防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

指定行政機関

次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という)で定めるものをいう。

- 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
- 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
- 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国 家行政組織法第8条の2に規定する機関
- 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定 する機関

具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び、防衛施設庁が指定されている。

指定公共機関

独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に 規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の 公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処 法施行令で定めるものをいう。

平成17年7月現在、160機関が指定されている。水資源機構もそのひとつである。

指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部が指定されている。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

事態対処法

武力攻撃事態対処法と同じ

ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

(第一条約) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約

(第二条約) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約

・戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなけれ ばならない。

(第三条約) 捕虜の待遇に関する条約

・捕虜は人道的に取扱わなければならない。

(第四条約) 戦時における文民の保護にする条約

(第一追加議定書) 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書

(第二追加議定書) 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書

・第二追加議定書は、内乱等に関して適用される。 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

生活関連物資等

国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは 役務

生活関連等施設

国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、ガスホルダー等) をいう。

ダム、発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物を取り扱う施設等)をいう。

赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。

そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と 身分証明書を定めている。

●た行

対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。 例えば、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開、日米安保条約に従っ て武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実 施する物品、施設又は役務の提供などである。
- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国 民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるよう にするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の 応急の復旧に関する措置等のことを指す。

弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのままの慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。

弾頭には、通常弾頭のほか、核、生物兵器、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。 こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。

こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。 ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務(警報の発令、救助、医療、消火など)などを具体的に定義するととも に、文民保護組織の要員や使用される建物・機材を保護するため国



際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるよう にしている。

(オレンジ色地に青の正三角形)

この国際的な特殊標章は文民保護標章と呼ばれ、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間

人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを 目的としている。

●は行

被災情報

武力攻撃災害による被害の状況に関する情報のこと。

具体的には、武力攻撃災害により発生した人的及び物的被害に関する情報などである。

避難先地域

住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)をいう。

避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

武力攻擊

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。

武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

武力攻擊原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

武力攻擊災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

武力攻擊事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは どのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断さ れるものであるため、仮定に事例において、限られた与件のみに基づいて論ずること は適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、 攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国 に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合 は、これに該当すると考えられる。

武力攻擊事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(政府の) 武力攻撃事態等対策本部

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、 内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置される武力攻撃事態対処法第10条 に定める組織のこと。

当該対策本部の長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てられる。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共 機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

武力攻擊事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国 民の安全の確保に関する法律」という。平成15年6月6日に成立し、同月13日に 施行された。

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理 念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態 への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

武力攻擊予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った 事態をいう。

事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っているとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

●ま行

身分証明書

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める身分証明書をいう。 〔身分証明書(国民保護措置に係る職務等を行う者用)のひな型〕

表面	裏面				
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair		
身分証明書 IDENTITY CARD	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information				
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	血液型 Blood type				
氏名 Name					
生年月日 Date of birth					
この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネープ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネープ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネープ諸条約の国際的な武力紛争の機性者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER				
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No.of card	印章/Stamp		所持者の署名		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		/2	/Signature of holder		
有効期間の満了日/Date of expiry					

●や行

日 本 工 業 規 格 A7 (横 74ミリメートル、縦 105ミリメートル)

(身分証明書のひな型)

有事関連七法

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。

この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連七法という。

有事関連七法は、下記のとおりである。

- ・国民保護法----武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す る法律
- ・米軍行動関連措置法--武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に 伴い我が国が実施する措置に関する法律
- ・海上輸送規制法---武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に 関する法律
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・特定公共施設利用法 - 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する 法律
- ・捕虜取扱い法----武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
- ・国際人道法違反処罰法-国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律

要避難地域

住民の避難が必要な地域をいう。